

令和 6 年度県内市町の普通会計決算の状況（速報）及び 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全 化判断比率等（速報）について

令和 6 年度の県内市町の普通会計の決算状況及び健全化判断比率等を速報としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

〔 概 要 〕

1 普通会計の決算状況について

県内市町の令和 6 年度普通会計決算については、歳入総額は 8,830 億 8 百万円で、前年度と比べ 161 億 56 百万円（+1.9%）増加しました。

これは、国庫支出金などの減があったものの、地方債や地方交付税、地方特例交付金等などの増の影響により、総額としては増加したものです。

また、歳出総額は 8,555 億 75 百万円で、前年度と比べ 197 億 2 百万円（+2.4%）増加しました。

これは、補助費等などの減があったものの、人件費や普通建設事業費などの増の影響により、総額としては増加したものです。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、167 億円の黒字となりました。

2 市町の財政状況について

- 県内市町において、実質収支は、全団体に黒字となっています。
- 令和 6 年度末の地方債現在高は、7,245 億 47 百万円で、前年度末と比べ 165 億 22 百万円（-2.2%）減少しています。
- 令和 6 年度末の積立金現在高は、2,943 億 96 百万円で、前年度末と比べ 36 億 61 百万円（+1.3%）増加しています。
- 財政健全化法に定める健全化判断比率は、昨年度に引き続き、県内市町すべてが、早期健全化基準未達となっており、将来の財政負担を見据えた適切な財政運営がなされていると評価できます。

1 令和6年度県内市町の普通会計決算の状況について（速報）

（単位：百万円，％）

区分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
歳入決算額	883,008	866,852	16,156	1.9
歳出決算額	855,575	835,873	19,702	2.4
形式収支	27,433	30,979	3,546	11.4
翌年度繰越財源	10,697	10,913	216	2.0
実質収支	16,736	20,066	3,330	16.6

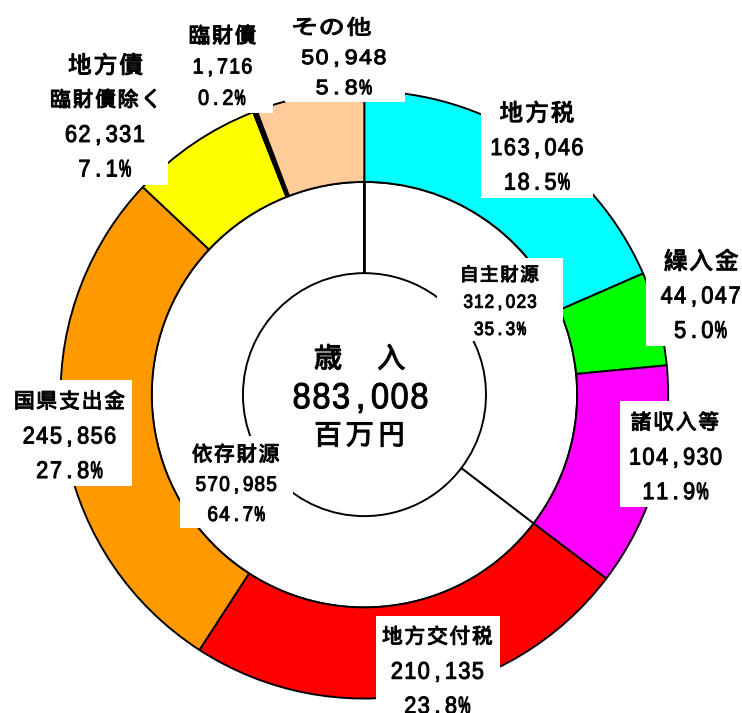
（注）端数処理の関係で各欄の差引・計は一致しない場合があります。（以降の表について同じ）

- 県内市町の令和6年度普通会計決算額は、前年度と比較して、歳入が1.9%の増、歳出が2.4%の増となりました。
- 歳入は、8,830億8百万円で、前年度より161億56百万円の増となりました。これは、国庫支出金の減（29億88百万円）があったものの、地方債の増（＋79億円）や地方交付税の増（＋58億42百万円）、地方特例交付金等が増加（＋52億円）したことなどで、総額として増加したものです。
- 歳出は、8,555億75百万円で、前年度より197億2百万円の増となりました。これは、各市町における臨時交付金を活用した個別事業の減少等により補助費等の減（34億8百万円）があったものの、人事院勧告等による人件費の増（＋71億56百万円）や普通建設事業費が増加（＋96億50百万円）したことなどで、総額としては増加したものです。
- 令和6年度の歳入歳出差引額（形式収支）は274億33百万円で、この額から、翌年度に繰り越すべき財源106億97百万円を控除した実質収支は、167億36百万円の黒字となっており、全団体が黒字となっています。

○ 歳入

- ・ 地方税は、1,630 億 46 百万円で、定額減税による市町村民税の減などにより、前年度より 16 億 94 百万円（ 1.0% ）減少しました。
- ・ 地方交付税は、2,101 億 35 百万円で、前年度より 58 億 42 百万円（ + 2.9% ）増加し、臨時財政対策債を含む実質的な額は、34 億 86 百万円（ + 1.7% ）増加しました。
- ・ 国庫支出金は、1,802 億 29 百万円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減などにより、前年度より 29 億 88 百万円（ 1.6% ）減少しました。
- ・ 地方債は、640 億 47 百万円で、投資的経費の増などにより、前年度より 79 億円（ + 14.1% ）増加しました。

〔歳入の状況〕

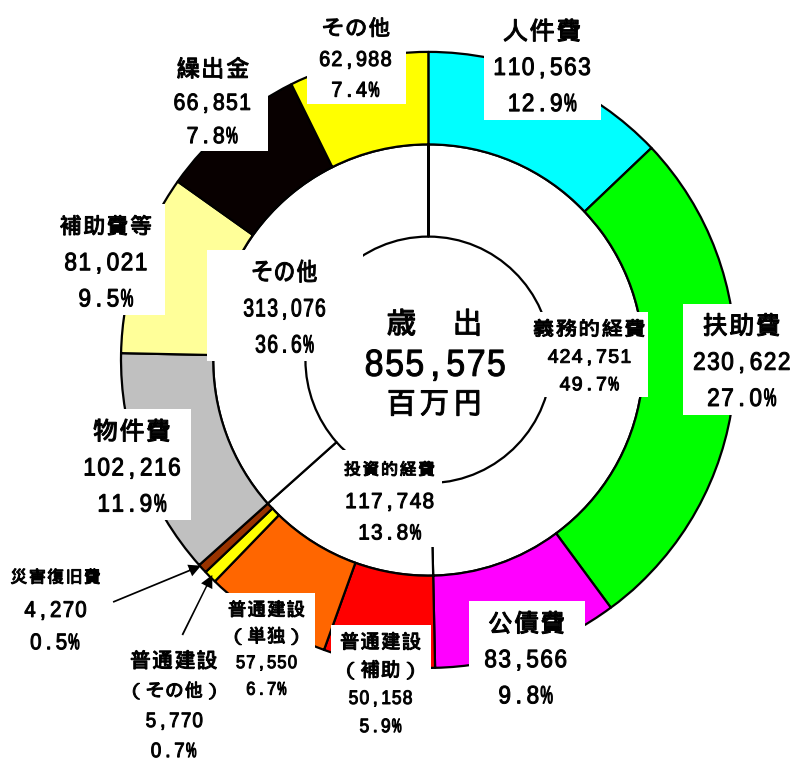


区分	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
自主財源	312,023	35.3	313,625	36.2	1,603	0.5
地方税	163,046	18.5	164,740	19.0	1,694	1.0
繰入金	44,047	5.0	42,652	4.9	1,394	3.3
諸収入等	104,930	11.9	106,233	12.3	1,303	1.2
依存財源	570,985	64.7	553,227	63.8	17,759	3.2
地方交付税 (臨時財政債含まない)	210,135	23.8	204,292	23.6	5,842	2.9
国庫支出金	180,229	20.4	183,217	21.1	2,988	1.6
県支出金	65,627	7.4	64,991	7.5	636	1.0
地方債	64,047	7.3	56,147	6.5	7,900	14.1
地方債 (臨時財政債除く)	62,331	7.1	52,075	6.0	10,256	19.7
地方債 (臨時財政債)	1,716	0.2	4,072	0.5	2,356	57.9
その他	50,948	5.8	44,580	5.1	6,369	14.3
歳入合計	883,008	100.0	866,852	100.0	16,156	1.9
うち一般財源	422,881	47.9	412,366	47.6	10,516	2.6
臨時財政債を含んだ場合	424,597	48.1	416,438	48.0	8,160	2.0

○ 歳出

- ・ 人件費は、1,105 億 63 百万円で、会計年度任用職員の勤勉手当開始や人事院勧告による給与改定などにより、前年度より 71 億 56 百万円（+6.9%）増加しました。
- ・ 扶助費は、2,306 億 22 百万円で、定額減税調整給付金支給事業の皆増などにより、前年度より 69 億 26 百万円（+3.1%）増加しました。
- ・ 投資的経費は、1,177 億 48 百万円で、施設整備事業を始めとした大型事業の開始に伴う事業費の増などにより、前年度より 86 億 72 百万円（+8.0%）増加しました。
- ・ 補助費等は 810 億 21 百万円で、個別事業の減少等により、前年度より 34 億 8 百万円（-4.0%）減少しました。

〔歳出の状況〕



(単位: 百万円, %)

区分	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
	決算額	構成比	決算額	構成比		
義務的経費	424,750	49.6	410,496	49.2	14,255	3.5
人件費	110,563	12.9	103,407	12.4	7,156	6.9
扶助費	230,622	27.0	223,696	26.8	6,926	3.1
公債費	83,566	9.8	83,393	10.0	173	0.2
投資的経費	117,748	13.8	109,076	13.0	8,672	8.0
普通建設事業費	113,478	13.3	103,828	12.4	9,650	9.3
補助事業費	50,158	5.9	47,098	5.6	3,060	6.5
単独事業費	57,550	6.7	52,068	6.2	5,482	10.5
その他	5,770	0.7	4,662	0.6	1,108	23.8
災害復旧費等	4,270	0.5	5,248	0.6	978	18.6
その他の経費	313,076	36.6	316,301	37.8	3,225	1.0
物件費	102,216	11.9	100,716	12.0	1,500	1.5
補助費等	81,021	9.5	84,429	10.1	3,408	4.0
繰出金	66,851	7.8	66,281	7.9	570	0.9
その他	62,988	7.4	64,875	7.8	1,887	2.9
歳出合計	855,575	100.0	835,873	100.0	19,702	2.4

2 令和6年度決算に基づく県内市町等の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について（速報）

〔 財政健全化法の概要 〕

- ・ 地方公共団体は、法により以下の比率の算定・公表が義務付けられており、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表する必要があります。（法第3条、第22条）

「健全化判断比率」

（一般会計等）・・・

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

「資金不足比率」

（公営企業会計）・・・

資金不足比率

- ・ 一般会計等においては、上記 ～ のいずれかの比率が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、 ～ のいずれかの比率が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を策定する必要があります。
- ・ 公営企業会計においては、 の資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定する必要があります。

○ 健全化判断比率

- ・ 健全化判断比率は、昨年度に引き続き、県内すべての市町で早期健全化基準を下回りました。

○ 資金不足比率

- ・ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率は、昨年度に引き続き、県内すべての市町で経営健全化基準を下回りました。

3 参考（各種の財政指標等）

（１）経常収支比率

令和６年度の経常収支比率の平均は 95.0％で、前年度の 94.0％から 1.0 ポイント悪化しました。これは、主に経常経費である人件費の増加などによるものです。

区分	平均(%) (加重平均)	段 階 別 分 布				
		70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上
令和６年度	95.0	0	0	5	16	0
令和５年度	94.0	0	0	7	14	0

〔経常収支比率の段階的分布〕

（２）実質公債費比率

令和６年度の実質公債費比率の平均は 7.0％で、前年度の 7.0％から変化はありません。

なお、全ての団体で財政健全化法に基づく健全化判断比率の早期健全化基準（25％）未満となっており、地方債の発行において、許可団体となる 18％以上の団体もありませんでした。

〔実質公債費比率の段階的分布〕

区分	平均(%) (加重平均)	段 階 別 分 布				
		10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 18%未満	18%以上 25%未満	25%以上
令和６年度	7.0	19	2	0	0	0
令和５年度	7.0	19	2	0	0	0

（３）将来負担比率

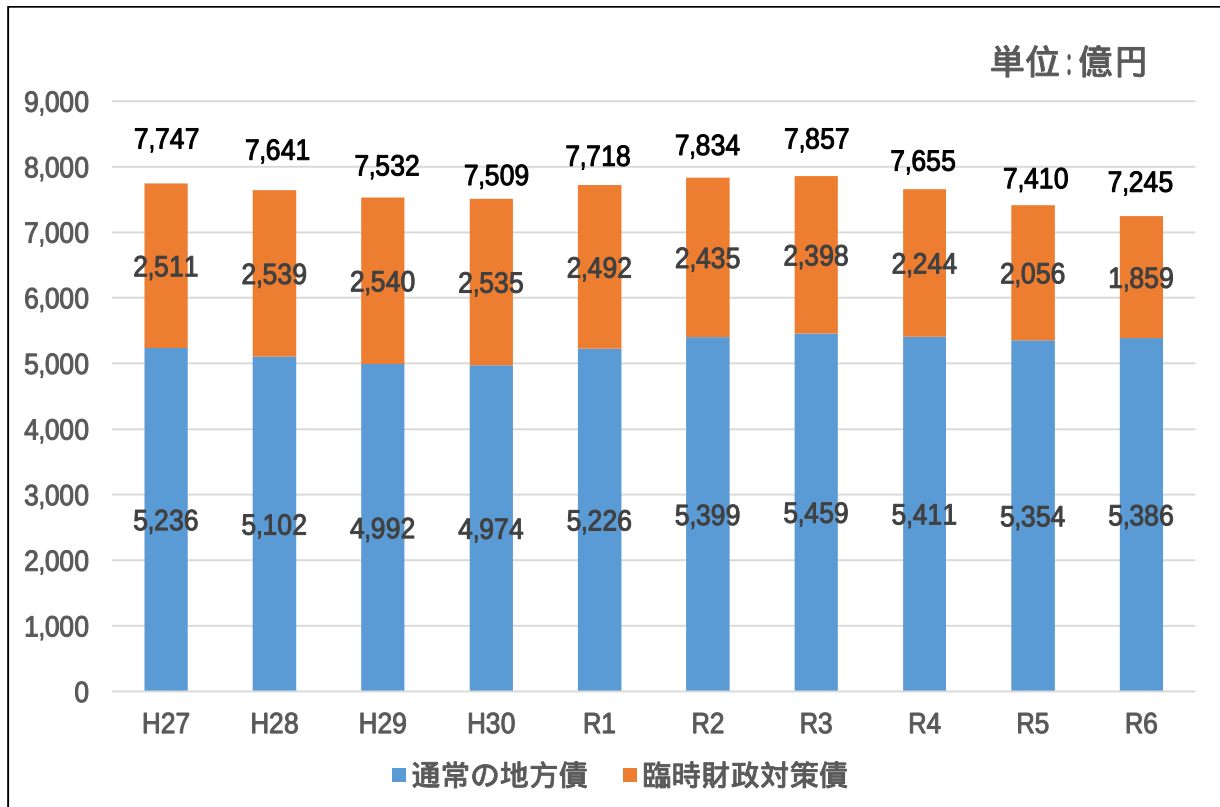
令和６年度の将来負担比率の平均は一般会計が将来的に負担すべき実質的な負債(将来負担額)に対し、負債の償還に充てることのできる基金等が多いため、算定されず数値なしとなりました。

〔将来負担比率の段階的分布〕

区分	平均(%) (加重平均)	段 階 別 分 布				
		比率なし	0%以上 50%未満	50%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 200%未満
令和６年度	-	15	5	1	0	0
令和５年度	-	15	5	1	0	0

(4) 地方債現在高

令和 6 年度末の地方債現在高は 7,245 億 47 百万円で、前年度末 (7,410 億 69 百万円) から 165 億 22 百万円 (2.2%) 減少しました。うち、臨時財政対策債の現在高は 1,859 億 19 百万円で、前年度末 (2,056 億 26 百万円) から 197 億 7 百万円 (9.6%) 減少、臨時財政対策債を除く地方債現在高は 5,386 億 28 百万円で、前年度末 (5,354 億 43 百万円) から 31 億 85 百万円 (+0.6%) 増加となりました。



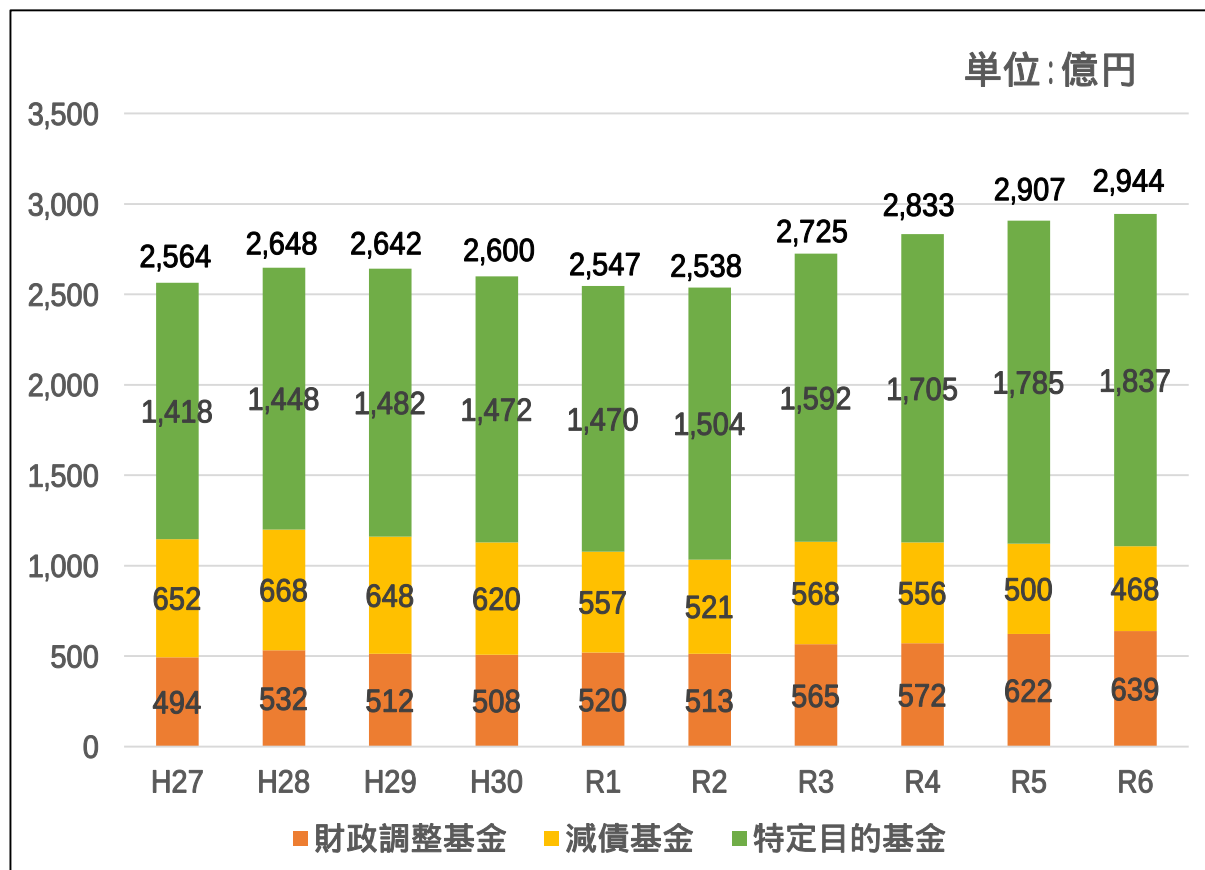
臨時財政対策債：

地方一般財源の不足に対処するために、交付税の振替財源として発行される地方債（実質的な交付税）であり、償還財源の全額が交付税措置される。

(5) 積立金現在高

令和 6 年度末の積立金現在高は 2,943 億 96 百万円で、前年度末 (2,907 億 35 百万円) から 36 億 61 百万円 (+ 1.3%) 増加しました。

うち、財政調整基金の現在高は 638 億 49 百万円で、前年度末 (622 億 19 百万円) から 16 億 30 百万円 (+ 2.6%) の増加、減債基金の現在高は 468 億円で、前年度末 (499 億 67 百万円) から 31 億 67 百万円 (6.3%) の減少、特定目的基金の現在高は 1,837 億 47 百万円で、前年度末 (1,785 億 49 百万円) から 51 億 98 百万円 (+ 2.9%) の増加となりました。



[参考資料]

- 令和 6 年度市町普通会計決算 (見込み) の概要
- 決算規模の推移 (令和 2 年度 ~ 令和 6 年度 県内市町計)
- 健全化判断比率の状況
- 資金不足比率の状況
- 健全化判断比率・資金不足比率の概要
- 地方財政に係る主な用語の解説

令和6年度市町普通会計決算(見込み)の概要

(単位:百万円・%)

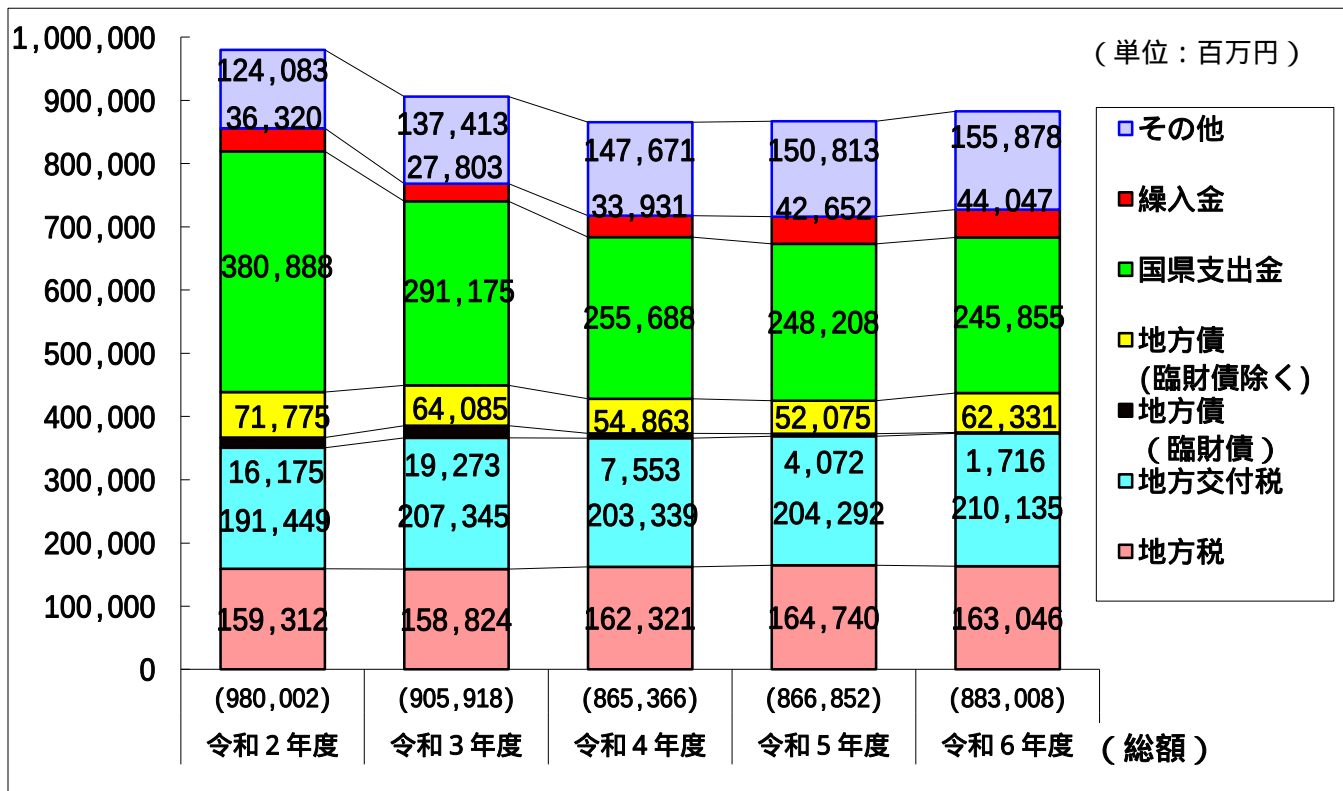
市 町 名	歳 入		歳 出		実質収支		標準財政規模	財政力指数	経収比	常支率	実質公債費比率	将来負担率	地方債高		積立金	
	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)							(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
長 崎 市	241,262	0.8	237,638	2.9	1,185	76.5	102,172	0.57	98.8	10.4	91.6		255,972	250.5	42,355	41.5
佐 世 保 市	133,249	2.5	129,462	1.8	2,927	19.8	61,231	0.53	95.8	5.7	-		95,480	155.9	23,092	37.7
島 原 市	26,928	1.4	26,194	1.1	411	9.4	12,384	0.42	95.0	5.9	-		20,956	169.2	7,123	57.5
諫 早 市	79,976	7.4	77,594	6.7	1,268	5.5	36,202	0.63	98.1	6.6	-		47,443	131.0	18,444	50.9
大 村 市	75,564	8.0	71,340	5.4	2,491	361.9	23,155	0.63	99.4	8.5	-		38,886	167.9	47,154	203.7
平 戸 市	27,602	4.0	27,099	5.7	131	72.1	13,087	0.24	92.8	5.3	-		24,494	187.2	13,798	105.4
松 浦 市	20,571	4.7	19,801	4.2	537	9.2	9,270	0.51	93.7	10.1	29.3		16,875	182.0	9,050	97.6
対 馬 市	34,394	2.4	33,647	3.2	510	24.5	17,069	0.20	91.3	9.5	27.9		39,374	230.7	14,690	86.1
壱 岐 市	24,683	0.2	23,707	1.2	777	43.2	12,549	0.22	97.9	8.3	22.0		22,940	182.8	9,362	74.6
五 島 市	33,806	0.1	32,419	0.9	852	29.3	16,696	0.24	93.8	8.6	-		33,065	198.0	15,946	95.5
西 海 市	23,273	3.0	22,136	3.1	884	10.6	12,234	0.29	90.3	1.7	-		18,243	149.1	17,569	143.6
雲 仙 市	33,019	0.1	31,737	0.8	885	7.5	16,449	0.28	90.6	4.0	-		19,730	119.9	20,057	121.9
南 島 原 市	36,263	0.3	34,540	1.5	1,374	27.7	17,253	0.25	86.5	5.7	-		20,455	118.6	18,137	105.1
市 計	790,590	1.6	767,313	2.0	14,230	17.8	349,751	0.39	95.8	7.1	0.8		653,913	187.0	256,776	73.4
長 与 町	17,740	9.7	16,620	10.7	942	10.6	8,591	0.61	92.0	8.0	-		12,438	144.8	5,415	63.0
時 津 町	14,222	2.3	13,772	0.5	213	42.8	6,853	0.66	93.7	4.9	-		12,094	176.5	3,961	57.8
東 彼 杵 町	6,988	6.4	6,695	7.6	139	5.3	3,325	0.31	92.4	8.8	19.4		4,522	136.0	2,190	65.9
川 棚 町	7,326	1.0	7,047	1.4	229	12.3	4,141	0.36	87.3	8.1	26.8		5,863	141.6	1,911	46.2
波 佐 見 町	10,363	9.5	10,000	8.7	77	8.1	4,113	0.40	82.8	9.0	-		6,733	163.7	4,976	121.0
小 値 賀 町	4,291	9.0	4,083	9.2	117	9.9	2,164	0.10	84.6	9.3	-		3,626	167.5	2,388	110.3
佐 々 町	10,719	13.1	10,246	16.7	383	22.7	4,030	0.48	91.5	8.4	-		7,427	184.3	4,621	114.7
新上五島町	20,769	8.4	19,799	8.2	405	0.9	9,966	0.22	81.4	0.7	-		17,931	179.9	12,158	122.0
町 計	92,418	4.3	88,262	5.3	2,506	9.1	43,182	0.39	88.1	6.2	-		70,634	163.6	37,620	87.1
合 計	883,008	1.9	855,575	2.4	16,736	16.6	392,933	0.39	95.0	7.0	-		724,547	184.4	294,396	74.9
(合計)			(合計)		(合計)		(合計)	〔単純平均〕	〔加重平均〕	〔加重平均〕	〔加重平均〕		(合計)	〔加重平均〕	(合計)	〔加重平均〕

端数処理の都合上、市町の合計と計欄の数値が一致しない場合がある。

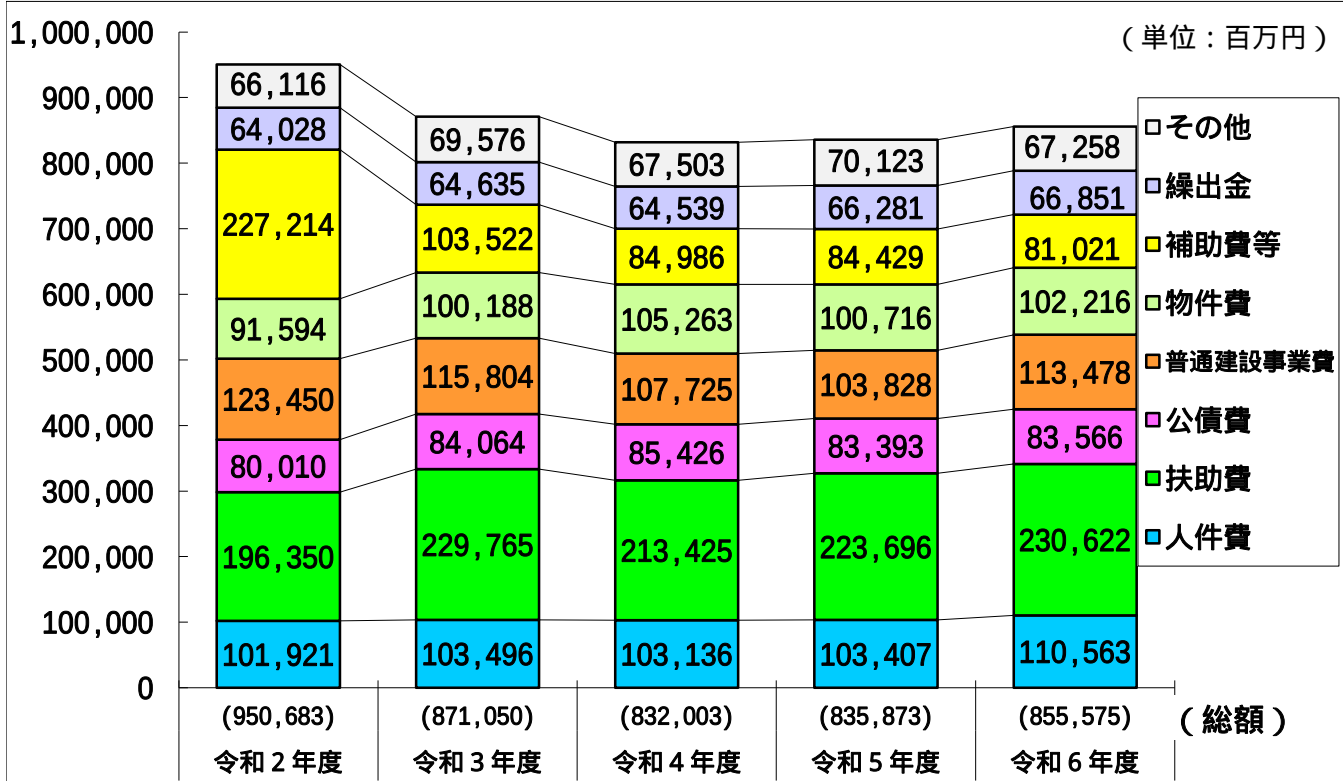
将来負担比率について、標準財政規模に対する将来負担額が計算上マイナスとなる場合は「-」と表示している。

決算規模の推移（令和2～令和6年度 県内市町計）

歳入の推移



歳出の推移



県内市町の健全化判断比率の状況（R6年度決算）

（単位：％）

市 町 名	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
	R6決算 （速報）	R5決算 （確報）	早期健全化 基準	財政再生 基準	R6決算 （速報）	R5決算 （確報）	早期健全化 基準	財政再生 基準	R6決算 （速報）	R5決算 （確報）	早期健全化 基準	財政再生 基準	R6決算 （速報）	R5決算 （確報）	早期健全化 基準
長 崎 市	-	-	11.25	20.0	-	-	16.25	30.0	10.4	10.4	25.0	35.0	91.6	96.0	350.0
佐 世 保 市	-	-	11.25		-	-	16.25		5.7	5.5			-	-	
島 原 市	-	-	13.01		-	-	18.01		5.9	5.5			-	-	
諫 早 市	-	-	11.57		-	-	16.57		6.6	7.3			-	-	
大 村 市	-	-	12.22		-	-	17.22		8.5	8.9			-	-	
平 戸 市	-	-	12.94		-	-	17.94		5.3	3.3			-	-	
松 浦 市	-	-	13.46		-	-	18.46		10.1	10.7			29.3	31.0	
対 馬 市	-	-	12.64		-	-	17.64		9.5	8.8			27.9	18.8	
壱 岐 市	-	-	12.99		-	-	17.99		8.3	7.6			22.0	18.5	
五 島 市	-	-	12.66		-	-	17.66		8.6	8.4			-	-	
西 海 市	-	-	13.03		-	-	18.03		1.7	0.7			-	-	
雲 仙 市	-	-	12.68		-	-	17.68		4.0	4.3			-	-	
南島原市	-	-	12.63		-	-	17.63		5.7	5.2			-	-	
長 与 町	-	-	13.61		-	-	18.61		8.0	7.1			-	-	
時 津 町	-	-	14.10		-	-	19.10		4.9	5.3			-	-	
東 彼 杵 町	-	-	15.00		-	-	20.00		8.8	8.9			19.4	21.4	
川 棚 町	-	-	15.00		-	-	20.00		8.1	7.2			26.8	21.2	
波 佐 見 町	-	-	15.00	-	-	20.00	9.0	8.4	-	-					
小 値 賀 町	-	-	15.00	-	-	20.00	9.3	8.9	-	-					
佐 々 町	-	-	15.00	-	-	20.00	8.4	8.8	-	-					
新上五島町	-	-	13.34	-	-	18.34	0.7	1.4	-	-					
市 平 均									7.1	7.1			0.8	1.0	
町 平 均									6.2	6.1			-	-	
市 町 平 均									7.0	7.0			-	-	
全国市町村 平 均										5.6				6.3	

R6決算の数値は速報値、R5決算の数値は確報値です。
 実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準等は各団体の標準財政規模に応じた基準となります。
 実質赤字額・連結実質赤字額・将来負担額がない場合は、「-」と記載しています。
 平均値は加重平均値です。

県内市町等の資金不足比率の状況（R6年度決算）

（単位：％）

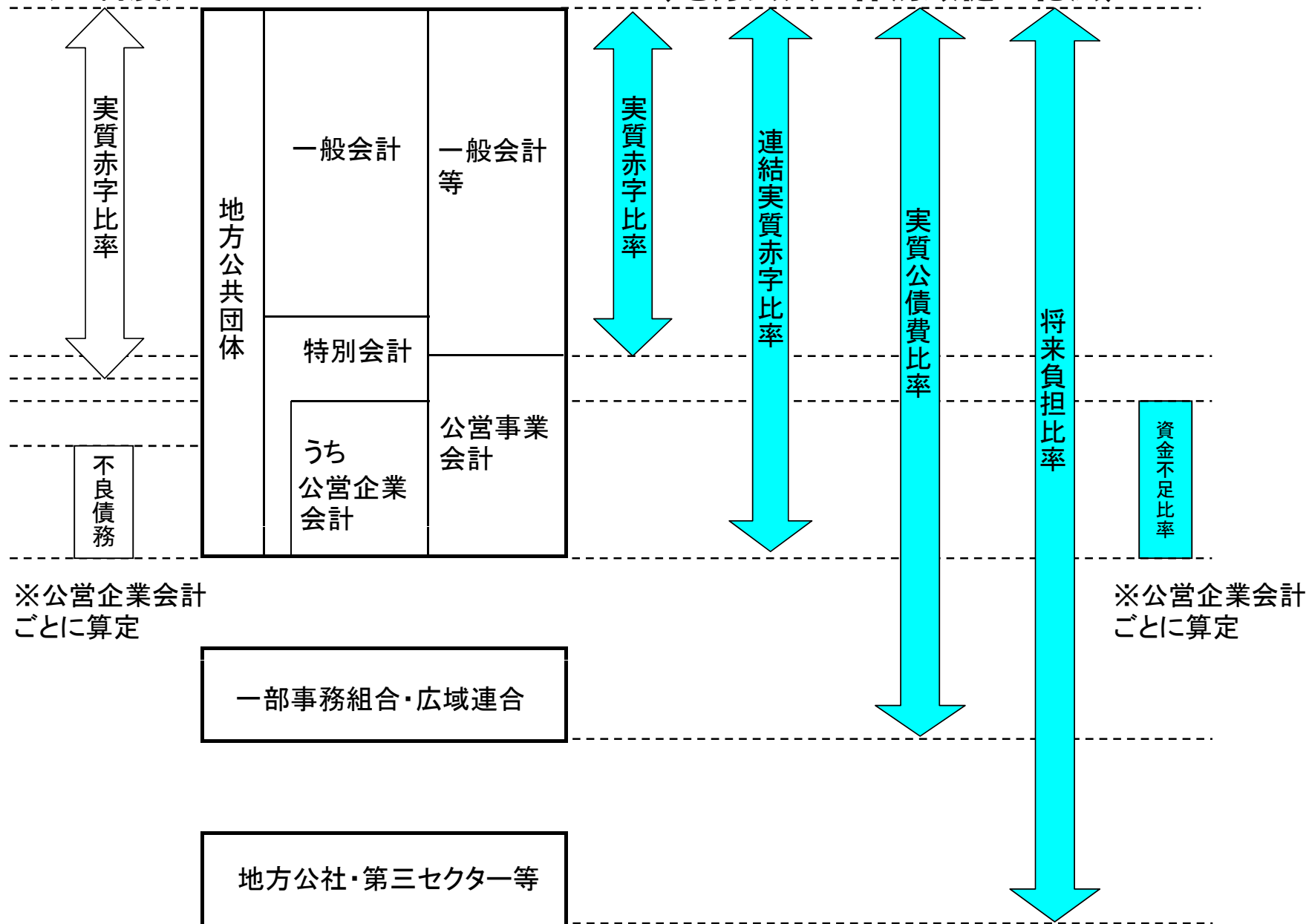
団体名	資金不足比率			経営健全化 基準
	R6決算 （速報）	R5決算 （確報）	（会計名）	
長崎市	-	-	—	20.0
佐世保市	-	-	-	
島原市	-	-	-	
諫早市	-	-	-	
大村市	-	-	-	
平戸市	-	-	-	
松浦市	-	-	-	
対馬市	-	-	-	
壱岐市	-	-	-	
五島市	-	-	-	
西海市	-	-	-	
雲仙市	-	-	-	
南島原市	-	-	-	
長与町	-	-	-	
時津町	-	-	-	
東彼杵町	-	-	-	
川棚町	-	-	-	
波佐見町	-	-	-	
小値賀町	-	-	-	
佐々町	-	-	-	
新上五島町	-	-	-	
雲仙・南島原保 健組	-	-	-	20.0

資金不足額がない場合は、「-」と記載しています。

健全化判断比率等の対象について

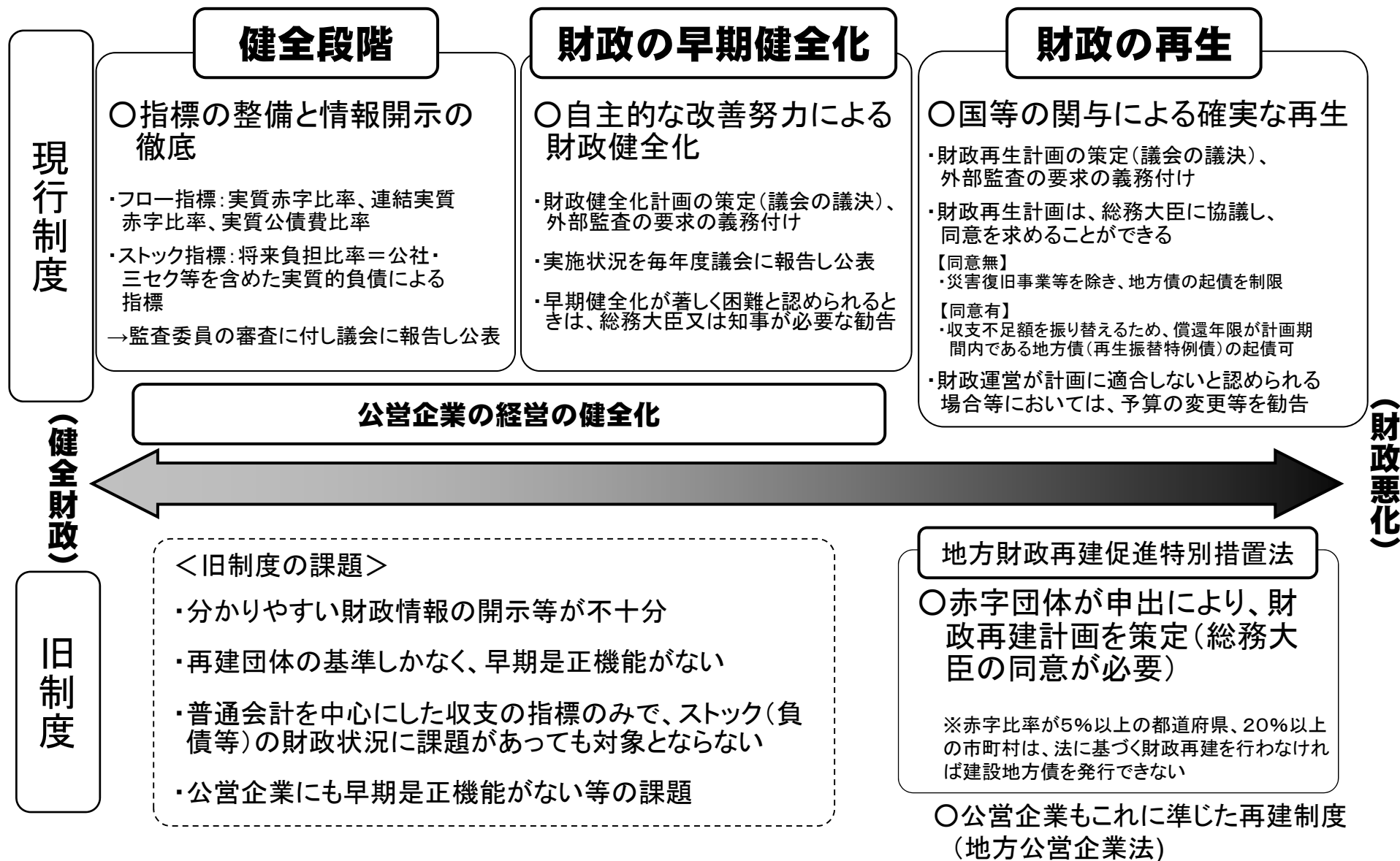
(旧制度)

(地方公共団体財政健全化法)

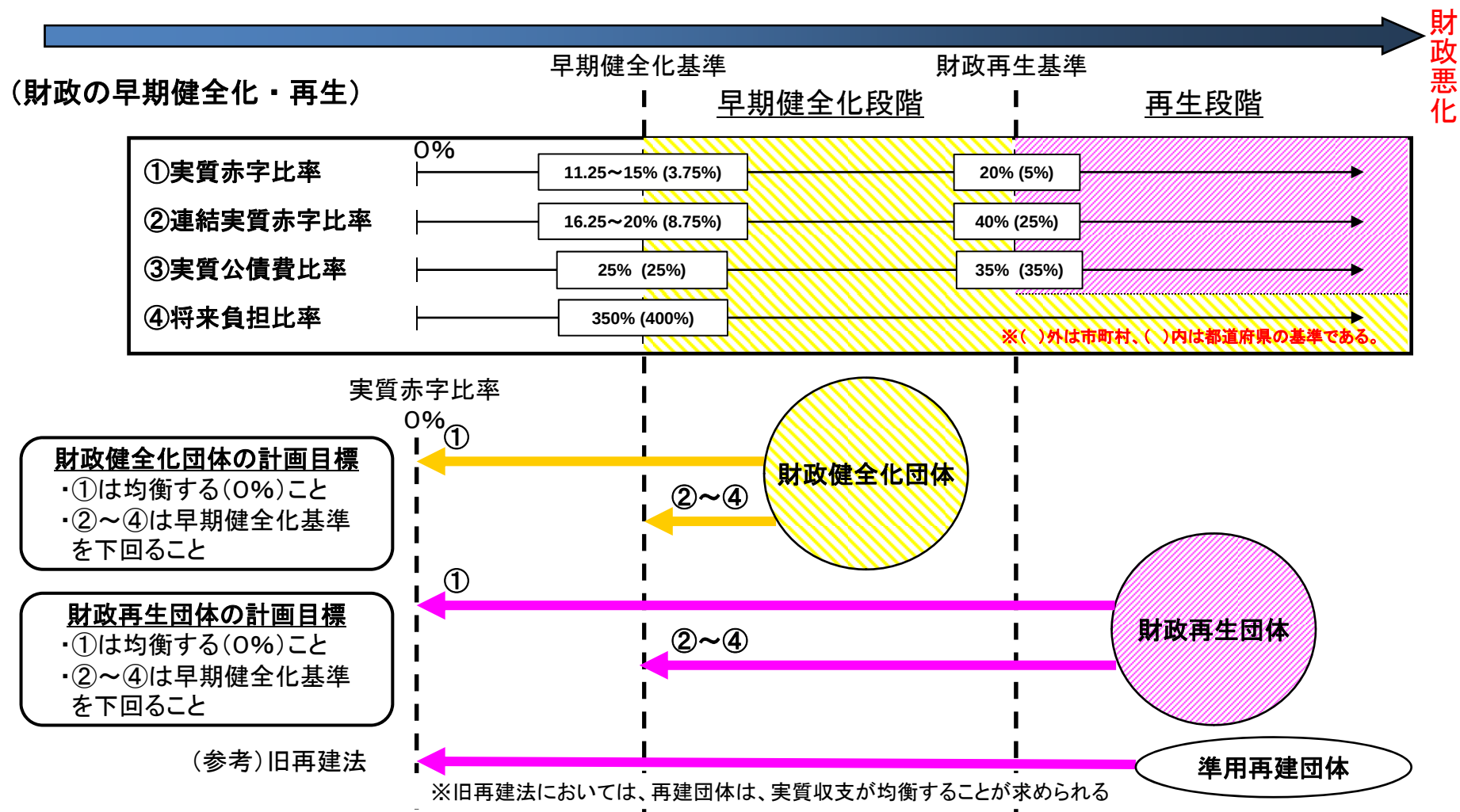


地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

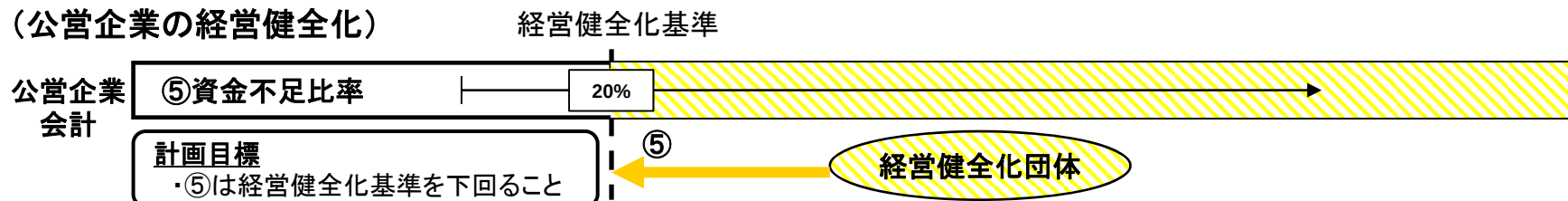
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(公営企業の経営健全化)



地方財政に係る主な用語の解説

用 語	内 容
普通会計	普通会計とは、統計上の概念で、個々の地方公共団体の会計には一般会計のほかにも多くの特別会計があり、これらの会計は同一基準で区分されていないため、全国の地方公共団体の財政状況を統一的な基準で把握するために用いられる統計上の区分である。通常、一般会計とすべての特別会計（公営事業会計以外の会計）を総合して一つの会計としてまとめたものとされている。
一般財源	地方税、地方譲与税、地方交付税など、使途が特定されずどのような経費にも充当できる財源。
特定財源	国庫（県）支出金、地方債など、使途が最初から決まっていて自由に充当できない財源。
自主財源	地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入で、地方公共団体が自主的に収入しうる財源。
依存財源	国庫（県）支出金、地方債など、国（県）等の決定などにより交付されたり、借入れたりする財源。
義務的経費	歳出のうち、支出することが義務づけられていて任意に削減することが困難な経費。人件費、扶助費、公債費の総計をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総計をいう。
人件費	職員に支給される給与、退職手当、共済組合事業主負担金等のほか、首長や議会議員などの特別職に支給される給与などの総額。
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出される経費。法令に基づくもののほか、地方公共団体独自の当該支出も含まれる。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外に地方公共団体が支出する消費的経費。旅費、備品購入費、使用料及び賃借料などが含まれる。
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子の支払いに要した経費。
普通建設事業費	道路、橋梁、学校、公民館など公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法 5 条の特例として発行される地方債で、各地方公共団体の基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。 臨時財政対策債については、実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を基準財政需要額にすることとされている。
合併特例債	合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費又は合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費について、財源とすることができる地方債。元利償還金の 70% について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。
地方債現在高	当該地方公共団体が発行した地方債の年度末残高。
積立金現在高	当該地方公共団体が積み立てた基金の年度末残高。
基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられた資金または財産。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられた基金。
減債基金	地方債の償還及びその信用の保持のために設けられる基金で、後年度の地方債元利償還金に充当するために積み立てられる。
その他特定目的基金	財政調整基金、減債基金以外の基金。

用 語	解 説 と 見 方	算 式 等
形式収支	歳入総額から歳出総額を差し引いた額で、形式的な収支。	歳入総額 - 歳出総額
翌年度繰り越し財源	翌年度に繰り越した事業等の財源として、歳出予算から繰り越した金額。	繰越額合計 - 未収入特定財源額
実質収支	歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度繰り越し財源を差し引いた額で、実質的な収支。	形式収支（歳入総額 - 歳出総額） - 翌年度繰越財源
単年度収支	当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた額で、黒字であれば剰余が生じているか、前年度までの赤字が解消していることになる。	当該年度実質収支額 - 前年度実質収支額
実質単年度収支	単年度収支に実質的な黒字要素である積立金及び繰上償還金を加え、実質的な赤字要素である基金取り崩し額を差し引いた額。	単年度収支 + 積立金 + 繰上償還金 - 基金取崩額
標準財政規模	当該地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すもので、地方税、普通交付税などの計。	{ (基準財政収入額 - 税源移譲相当額（個人住民税）の 25% - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100/75 + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金 } + 普通交付税（臨時財政対策債含む）
財政力指数	当該地方公共団体の財政基盤の強さを表す指数で、この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことになる。	基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 （過去 3 カ年の平均数値）
経常収支比率	財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費などのように毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示したもの。 この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることとなり、逆に高いほど財政構造の硬直性が進んでいることとなる。	{ 経常経費充当一般財源の額 ÷ (経常一般財源の総額 + 減収補てん債特例分 + 猶予特例債 + 臨時財政対策債) } × 100 (%)
財政健全化法	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月公布）平成 20 年 4 月より施行。（平成 20 年度は平成 19 年度決算に基づく比率を公表するのみ。） 平成 21 年 4 月から本格施行され、各財政指標が一定の基準を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の健全化へ向けた取組を行わなければならない。 健全化判断比率として、一般会計等で 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率の 4 指標が、公営企業会計で公営企業毎の資金不足比率がある。 財政悪化の度合いを図る基準として、早期健全化基準（公営企業においては、経営健全化基準）と財政再生基準がある。	
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。 市町村においては、財政規模に応じて 11.25 ~ 15% 以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、20% 以上で「財政再生団体」になる。	一般会計等の実質赤字額 ÷ 標準財政規模 ・一般会計等 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当するもの ・実質赤字額 繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額

用 語	解 説 と 見 方	算 式 等
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。 市町村においては、財政規模に応じて 16.25%～20%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、30%以上で「財政再生団体」になる。	連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模 ・ 連結実質赤字額 一般会計及び特別会計の実質赤字額及び公営企業の特別会計における資金不足額の合計(実質赤字額及び資金不足額は、実質黒字額及び資金剰余額を差し引いた実質額)
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、公債費の水準を測る指標。(起債制限比率に公営企業会計や一部事務組合への公債費負担等が加味されたもの) 地方債の許可団体移行基準として、平成 17 年度決算から導入された指標であるとともに、平成 19 年度決算より財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つとなっている。 この指標が 18%以上の団体にあつては、地方債の発行にあたり公債費負担適正化計画の策定が求められるとともに、国または県の許可が必要となる。 また、25%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」に、35%以上で「財政再生団体」となり、財政健全化計画、財政再生計画の策定が求められるとともに、地方債の発行はそれぞれの計画を勘案して許可される。	$\{A + B - (C + D)\} \div (E - D) \times 100 (\%)$ A: 地方債元利償還金(繰上償還金、都市計画税充当額等を除く) B: 準元利償還金(地方債の元利償還金に準じるもの) C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 D: 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債に係る元利償還に係る経費(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費(算入準公債費) E: 標準財政規模 (過去 3 カ年の平均数値)
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率。 市町村においては、350%以上で財政健全化法に基づく「財政健全化団体」になる。	$\{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}) \} \div \{ \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \}$ ・ 将来負担額 地方債現在高、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額、一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額等の計
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。 比率は公営企業会計ごとに算定し、20%以上(公営競技を行う法適用企業にあつては 0%以上)で、財政健全化法に基づき当該公営企業の経営健全化計画を定めることになる。	資金不足額 ÷ 事業の規模 ・ 資金不足額 法適用企業 = (流動負債 + 建設改良目的以外の地方債現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額 法非適用企業 = (歳出額 + 建設改良目的以外の地方債現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額 ・ 事業の規模 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

用 語	解 説 と 見 方	算 式 等
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するためのもので、その使途が制限されない一般財源である。国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分される。 地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額を交付基準額として算定される。特別交付税は災害など基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要に対して交付される。	$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額（交付基準額）}$
基準財政需要額	普通交付税の算定において、地方公共団体が行う一定水準の行政サービスのために必要な財政需要を、一定の算式により算定した額である。 算式の単位費用とは測定単位一単位当りの費用、測定単位は人口、面積等の数値、補正係数は自然条件や社会条件などを反映させるものである。	$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$
基準財政収入額	地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額。	$\text{標準的な地方税収入} \times 75\% + \text{地方譲与税等}$
合併算定替	市町村合併後の普通交付税算定において、本来は合併後一つの団体として交付税算定（一本算定）を行うが、合併後、一定の期間については合併前の旧団体があったものとして算定した結果と一本算定とを比較して、大きい方の額を適用する特例的な算定方法。	